

令和 6 年 9 月

任 意
継 続 号

September 2024

共 済 だ よ り

K Y O S A I D A Y O R I



白いエゾリス

CONTENTS

- これからはマイナンバーカードが、保険証として使えます！ … 2
- 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」をお送りしています … 3
- 任意継続 Q & A … 4
- 任意継続組合員資格喪失申出書 … 6
- 組合員（被扶養者）住所変更申告書 … 7
- 人間ドック事業について … 8
- 無料の「特定健診」もう受けましたか？ … 9
- 確定申告に利用できる「医療費のお知らせ」の発行について … 10
- 医療費のお知らせ（医療費通知書）の送付依頼書 … 11
- マイナ保険証の利用で限度額適用認定証の申請が不要になります … 12
- 医療費を全額自己負担したときは … 12
- 指定宿泊施設利用補助について … 13
- 【第55回北海道教職員美術展】開催します！ … 14
- ホテルライフオート札幌からのお知らせ … 14
- ホテルライフオート札幌からのお知らせ … 15

これからはマイナンバーカードが、保険証として使えます！ ぜひマイナ保険証をご利用ください！

●令和6年12月2日で組合員証(被扶養者証)の新規発行が終了します

令和6年12月2日以降は、原則マイナ保険証を利用します。

もし、医療機関がマイナ保険証未対応の場合、**マイナ保険証+マイナポータル**を提示することとなりますが、スマートフォンをお持ちでない方は、**マイナ保険証+資格情報のお知らせ(p3参照)**を提示することとなります。

また、現行の組合員証(被扶養者証)は、経過措置として令和7年12月1日まで利用可能です。

●マイナ保険証を保有していない場合はどうするの？

令和6年12月1日保険証廃止後に病院にかかる際には、基本的にマイナ保険証を提示することとなりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを持ってもマイナ保険証としての利用登録をしていない方は、マイナ保険証の代わりとして**資格確認書**を提示することとなります。

※資格確認書とは、資格情報が記載されたはがきサイズの証明書になります。

マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを持っても保険証登録をしていない方を対象に、経過措置が終了する令和7年12月までに登録住所あてに送付予定です。

対象者	受診方法	利用可能期間																			
		令和6年				令和7年												令和8年			
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証																				
		マイナ保険証が利用できない医療機関では マイナ保険証とマイナポータルまたは資格情報のお知らせを提示																			
マイナ保険証をお持ちでない方	組合員証(被扶養者証) (令和6年12月2日以降 新規発行終了)																				
	資格確認書 (はがき型・厚紙)																				

※任意継続できる期間は最大2年です。期間が終了した後は、組合員証等を利用することはできません。

●マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

マイナンバーカードの作成・保険証登録・マイナポータル等についての詳細は、「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)」までご相談ください。

お問い合わせは 資格認定係 ☎ 011-231-4111 内線 35-367 ~ 369

「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」をお送りしています

●「資格情報のお知らせ」って何？

「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証の保有者が、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、当組合に登録されている「氏名・被保険者等記号・番号・枝番等」を記載したもので、令和6年12月2日以降、新たに組合員・被扶養者の資格を取得した者に交付されます。

既に資格取得手続きが終了している既存の組合員等には、安心してマイナンバーカードを保険証として利用できるよう、加入者情報（マイナンバーの下4桁）をつけ加えた「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」としてマイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず事前に送付しています。「加入者情報」が付いているものも、付いていないものも、届いたあとの扱いは同様です。大切に保管してください。形状はA4普通紙で、カードサイズに切り取れる仕様です。

●「資格情報のお知らせ」は、いつ送られるの？

既存の組合員のうち、令和6年6月20日までに組合員・被扶養者として当組合の資格を取得し、マイナンバーの登録が完了した方については「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を令和6年8月下旬から令和6年10月末までに順次登録住所あてにお送りしています。

令和6年4月以降に組合員・被扶養者の資格を取得した方のうち、令和6年6月中旬までにマイナンバーの登録が完了せず「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が送付されなかった方については、別途、令和6年12月頃に「資格情報のお知らせ」を送付予定です。

●「資格情報のお知らせ」が届いたら、どうするの？

記載内容に誤りがないことをご確認の上、お手元に保管してください。医療機関の窓口でマイナ保険証が利用できない場合は、マイナンバーカードと「マイナポータルの資格情報画面を表示したスマートフォン」を提示することとなりますが、スマートフォンがない場合等についてはマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示することが可能です。

万が一、「資格情報のお知らせ」に記載されているマイナンバーの下4桁に誤りがある場合は当支部にご連絡ください。

●今持っている「組合員証・被扶養者証」は、どうなるの？

令和7年12月1日までの経過措置期間中は使用できますので、破棄せずお手元に保管してください。ただし、組合員・被扶養者の資格を喪失した場合等は、従来通り、各種手続きの添付書類として当該組合員証・被扶養者証を返納する必要があります。

令和7年12月2日以降、現行の組合員証・被扶養者証は使用できなくなりますが、マイナ保険証の利用登録を行っていない方については事前に「資格確認書」を交付予定です。

任意継続 Q&A

Q 1 令和 7 年（2025 年）4 月以降分の 振込依頼書（納付書）は、いつ頃届きますか？

A1 令和 7 年度の掛金率が 2 月下旬頃に決まる予定ですので、令和 7 年 3 月中旬にご自宅へ納付書を郵送します。
なお、掛金率は決まり次第、公立学校共済組合北海道支部のホームページでお知らせします。



Q 2 令和 7 年 4 月以降分の掛金の振込方法を変更したいのですが？

A2 令和 7 年度以降分の任意継続掛金の払込方法の変更手続きは、次のとおりです。

受付期間：令和 7 年 2 月 1 日～令和 7 年 2 月末日（必着）

申込方法：手紙（便箋）・はがきなどの書面（様式は任意）を郵送してください。

なお、電話では受け付けておりません。

記載事項：組合員番号・氏名（捺印）・住所・電話番号
変更する払込方法（年払い、半期払い、毎月払い）

郵 送 先：〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 経理出納係 あて

【記載例】

次年度の任継掛金の払込方法
毎月払いから年払いへの変更を
希望します。

組合員番号 123456

北海 太郎

〒060-8544

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

TEL011-231-4111

記載例を参考に
してください。



Q3 任意継続組合員は2年を経過する前に途中で脱退（資格喪失）できますか？

- A3 就職により他の健康保険に加入した場合は脱退することになります。
- また、国民健康保険に加入する、家族の健康保険の被扶養者になる等の理由により本人が希望した場合も、**事前に申し出ること**で**申し出た月の翌月1日から任意継続組合員を脱退することができます**。この場合、**月途中で脱退することはできませんので、ご注意ください**。
- それぞれの手続きについては次のとおりとなりますので、速やかに手続きをお願いします。

資格喪失事由	提出書類	提出期限
就職により他の健康保険に加入した →健康保険加入日に資格喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証(被扶養者証等を含む) ・新たに加入した健康保険証の写し	新たな健康保険証 交付後速やかに
国民健康保険に加入する、又は 家族の扶養に入る →申出書受理日の翌月1日資格喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.6】 ・任意継続組合員証(被扶養者証等を含む)	加入したい月の 前月末日必着

※ 資格喪失により前納した掛金に過払いが生じた場合、その掛金は組合員に還付されます。その際は共済組合から「任意継続掛金還付請求書」を送付します。

注 意 事 項

国民健康保険に加入する又は家族の扶養に入る場合、**必ず加入したい月の前月末日までに書類を提出してください。提出期限を過ぎると資格喪失日は1か月先になります。**

任意継続の2年目の保険料は国民健康保険より高い？

共済組合の任意継続掛金は2年目についても1年目と同様に退職時の標準報酬月額を基に算定されます。

一方、国民健康保険の保険料は前年の所得を基に算定されるため、所得額の変動によって保険料が変動します。そのため、退職後所得が著しく減少する場合、2年目は国民健康保険の保険料の方が低くなる傾向があります。国民健康保険の保険料については、お住まいの市区町村の担当窓口でご確認ください。



任意継続組合員資格喪失申出書

- (注) 1 必ず組合員証(被扶養者証等を含む)を添付してください。
2 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、後日医療費を返納いただきます。
3 掛金前納後に資格喪失の申し出があった場合、未経過期間(資格喪失後)の掛金を還付します。
その際は共済組合から「掛金還付請求書」を送付します。

任意継続組合員番号 ※右づめで記入	枝番	任意継続組合員氏名 (フリガナ)	資格喪失証明書発行について
	00	(氏名)	再就職により、公立学校共済組合の被保険者となる方、長寿医療制度の適用となる方を除いて交付します。(送付先は届出者住所となります。)
任意継続掛金の納入状況	年 月分まで納入済		
任意継続組合員としての 資格喪失(希望)理由 (該当番号を○で囲んでください。)	1 任意継続組合員期間満了のため 2 死亡のため (死亡年月日 年 月 日) ※ 埋葬料請求書及び埋火葬許可証の写しを添付してください。 3 他の保険等に加入し、被保険者となったため (加入年月日 年 月 日) ※ 新たに加入した健康保険証の写しを添付してください。 4 国民健康保険に加入・家族等の被扶養者になるため (加入予定年月日 年 月 日) ※ 共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が加入予定年月日となります。 5 再就職により、公立学校共済組合北海道支部の被保険者となるため (加入年月日 年 月 日) ※ 辞令の写しを添付してください。 6 任意継続掛金未納のため (資格喪失年月日 年 月 日)		
地方公務員等共済組合法144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなる(ことを希望する)ので申し出ます。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 住 所 届出者 氏 名 電話番号 () ー 支部受付印 印			

共済 使用	資格喪失年月日				組合員証等返納日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

(R4.2.1)

①-21

あて先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 資格認定係 行

組合員(被扶養者)住所変更申告書

※変更になる被扶養者1人に対して申告書1枚必要です

被扶養配偶者(60歳未満)の住所が変更となった場合は必要に応じて「国民年金第3号被保険者住所変更届(①-27)」を併せて提出してください。
詳細は至りき第1章第8節をご確認ください。

組合員番号(右づめで記入)		組合員氏名		性別	生年月日	共済使用
カナ	漢字			☐ 男 ☐ 女	年 月 日	

※住居票に登録されている住所を記入してください

組合員本人の住所は変更されますか？

- ☐ はい
- ※該当箇所にチェック
- ☐ 被扶養者がいない
 - ☐ 同居している被扶養者が組合員と同行する
 - ☐ 別居している被扶養者は、組合員と別居のまま特に住所変更しない

①組合員住所を記載して終了です

- ☐ 組合員が住所変更することにより組合員と新たに別居になる (組合員が単身赴任するとき等)
- ☐ 組合員が住所変更することにより組合員と新たに同居になる (組合員が単身赴任から戻るとき等)
- ☐ 組合員の住所変更とは別に、被扶養者も住所変更する

①組合員、②被扶養者の両方に記載してください
※対象者が複数人いる場合は複数枚必要です
(組合員住所の記載は1枚目のみで構いません)

①-7

組合員		組合員住所	
①	〒	都 道 府 県	住 所
		(都道府県名から記入)	
		被扶養者氏名	性別
		カナ	☐ 男 ☐ 女
		漢字	
		生年月日	共済使用
		年 月 日	
		続柄	
		(実弟など)	
		年号(漢字)	
		住所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者別居先住所	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	
		(都道府県名から記入)	
		都 道 府 県	
		被扶養者	
		②	
		〒	
		都 道 府 県	
		住 所	

人間ドック事業について

受診決定通知書（受診票）をお持ちの皆さまへ

医療機関への予約はしましたか？

- まだ予約していない方は、決定された医療機関に予約をしましょう。
- 予約はいずれの医療機関でも先着順です。来年2月までの受診期間内に受診できないことがありますので、ご注意ください。
- 受診当日は、「任意継続組合員 受診決定通知書（受診票）」と「公立学校共済組合員証」を医療機関に提出してください。
※令和6年12月2日以後、共済組合員証の提示は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認（対応している医療機関に限る。）、マイナポータルの資格情報画面の提示、マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示又は資格確認書の提示のいずれかによる資格確認に変わります。

やむを得ない事情に限り、医療機関の変更が可能です。

- 「異動（短時間勤務職員の方）や転居」、「決定された医療機関が混雑していて予約が取れない」、「受診日が荒天等で交通手段が不通で受診できず、代替日が設定できない」、「慶弔事・不慮の事故等により受診できず、代替日が設定できない」等の場合、医療機関の変更ができます。
まずは、当支部へご連絡ください。
なお、時期によっては、受入れが困難な医療機関がありますので、ご了承ください。

受診をキャンセルする場合は、医療機関と当支部へ連絡してください。

- 決定された医療機関には、必ずキャンセルの連絡をしてください。
なお、受診日予約をしていない場合でも、必ず連絡をお願いします。
- 当支部には、「受診決定通知書（受診票）」の余白に **取消** と朱書きの上、健康支援係あてに返送してください。（受診票に記載の「受診上の注意」⑥参照）

受診決定通知書（受診票）をお持ちでも受診できない場合があります!!

- 「受診決定通知書（受診票）」を持っても、受診日現在で公立学校共済組合の任意継続組合員でない場合は受診できません。
なお、受診した場合は、全額自己負担となりますので、必ず、キャンセルの手続きをお願いします。
- 特に配偶者人間ドックは、就職や年金受給等により公立学校共済組合員の被扶養者としての認定が取り消された場合も受診できませんので、十分注意願います。

任意継続組合員 1 年目の方へ

- 任意継続組合員の人間ドックは、任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員と配偶者（被扶養者として認定されている者）を対象としています。
- お申込みの詳細については、来年3月、個人（ご自宅）あてに任意継続組合員の共済掛金の納入通知とともに文書でお知らせする予定です。（申し込み期限3月末日予定）

お問い合わせは 健康支援係（人間ドック） ☎ 011-231-4111 内線 35-370

無料の「特定健診」 もう受けましたか？



自覚症状がない「生活習慣病」は、定期的な健診の受診で防ぎましょう！

皆さんは、明らかに体調を崩したときやケガをしたときは、病院を受診されるかと思います。

しかし、自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。特に、**生活習慣病**（肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病等）は知らず知らずのうちに進行し、心疾患、脳出血、がんや腎不全などの致命的な病気を引き起こします。そうすると、健康が損なわれるだけではなく、医療費や通院時間が長期にわたり暮らしを圧迫します。

共済組合では、40歳以上74歳以下の方に対し、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健診「**特定健康診査（特定健診）**」を実施しています。今年度は、6月中旬に、任意継続組合員と被扶養者の皆様（人間ドック決定者を除く）へ受診券をお送りしました。

**お近くの医療機関で受けることができ、
検査費用は無料です。**

年に一度、特定健康診査を受けましょう！



生活習慣病リスクが高い方は、「特定保健指導」を無料で受けられます！

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当又は予備群と判定された方には、秋以降に、共済組合から「**特定保健指導**」をご案内します。

特定保健指導は、生活習慣の改善を働きかけ、健康な体作りを通じて生活習慣病予防を支援するプログラムです。指定の医療機関等にて**無料（※）**で受けることができますので、ぜひご利用ください。

※ただし、治療を開始した場合は自己負担額が発生します



健やかな体と暮らしを長く保つために、特定健康診査と特定保健指導を利用して、定期的な健康状態のチェックと生活習慣の見直しに取り組みましょう！

お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-363

確定申告に利用できる「医療費のお知らせ」の発行について

申込方法

交付を希望する組合員は、11ページに掲載しております「医療費のお知らせ（医療費通知書）送付依頼書」を当支部へ郵送してください。

留意事項

◆**交付時期は、依頼する診療期間に応じて変わります。**

依頼する診療期間	発送予定日
令和6年10月分まで	令和7年1月10日以降
令和6年11月分まで	令和7年2月10日以降
令和6年12月分まで	令和7年3月10日以降 ※例年の確定申告の期限には間に合いません

皆様の診療情報は審査機関等を通して共済組合に提供されるため、医療費のお知らせに反映するまで受診から3か月程度かかります。

したがって、医療費のお知らせは「1月から10月分まで」で作成し、11～12月診療分の医療費については、従前どおり領収書に基づき申告することをお勧めします。

◆**領収書の金額と異なる場合があります。**

医療費のお知らせ（医療費通知書）に記載する医療費は、保険適用外の費用（入院時の個室使用料など）を含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。

◆**特段の申し出がない限り、世帯単位でまとめた送付となります。**

組合員分と被扶養者分とを個別に送付を希望する場合は、その旨を連絡願います。

また、既に認定取消になっている元被扶養者分の医療費のお知らせが必要な場合は、対象の方の同意が必要となりますので、ご留意願います。

【個人情報の取り扱いについて】

当支部では、「医療費のお知らせ（医療費通知書）」を世帯単位で組合員へ送付することとしますが、これは個人情報保護法上の第三者提供に該当するため、本来であれば事前に組合員及び被扶養者から個々に同意を得る必要があります。

しかしながら、本人にとって利益になるもの、または事業者側（健康保険組合など）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととされています。

したがって、当支部でもガイドラインに準じ、世帯全員の医療費のお知らせ（医療費通知書）を組合員へ送付することに同意しない旨の申し出がない場合は、同意を得られているものとします。

マイナンバーカードと組合員証（被扶養者証）を紐づけしている方は、マイナポータルから令和4年分以降の医療費通知情報を取得することができます。医療費通知書を交付するまでに時間を要しますので、積極的にご活用ください。

医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額（共済組合からの給付金含む）を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

医療費控除に係る申告手続きや医療費控除の明細書の記入方法等については、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

医療費のお知らせ（医療費通知書）の送付依頼書

公立学校共済組合北海道支部長 様

下記の診療期間に係る医療費について、医療費通知書を送付願います。

診療期間 平成・令和 年 月分 から 平成・令和 年 月分 まで
※税法上の1年とは1月～12月です。（例、令和5年分が必要な場合は令和5年1月分から令和5年12月分まで）
マイナンバーカードと組合員証（被扶養者証）を紐づけしている場合は、令和4年分以降はマイナポータルからも入手することができますのでご活用ください。

※ 次のとおり依頼する診療期間により医療費通知書の発送日が異なりますのでご留意願います。

依頼する診療期間	医療費通知書発送予定日
当該年 10 月分まで	翌年 1 月 10 日以降
当該年 11 月分まで	翌年 2 月 10 日以降
当該年 12 月分まで	翌年 3 月 10 日以降

令和 年 月 日

組合員記号番号 公立北海道 枝番 (00)

組合員氏名 (印) ※自筆の場合は押印省略可

郵便番号 〒 —

住 所 (自宅) —

電話番号 —

既に認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望する場合は、対象の方からの同意が必要になりますので、対象の方が同意欄に署名してください。

☐ 認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望する。

☐ 認定取消になっている元被扶養者の医療費通知書の発行を希望しない。

※□にチェックがない場合は、「発行を希望しない」ものとして取り扱います。

【同意欄】（認定取消されている元被扶養者が署名してください。）※自筆の場合は押印省略可
私は、以前扶養認定されていた組合員本人に医療費のお知らせ（医療費通知書）を送付することに同意します。

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

氏 名 (印) 同意年月日 令和 年 月 日

- 【留意事項】
- (1) 医療費のお知らせ（医療費通知書）は、医療機関から届いた診療報酬明細書（レセプト）などに基づき作成しているため、医療機関などの事情により請求が遅れた場合など受診状況が医療費のお知らせ（医療費通知書）に反映されないものがあります。
 - (2) 公費負担医療・自治体などの各種医療助成を受けられた場合、最終的な自己負担額が正しく反映できないことがあるため、領収書の金額と異なる場合があります。
 - (3) 医療費のお知らせ（医療費通知書）は、特段の申し出がない限り、組合員及びその被扶養者分をまとめて組合員住所あて（親展扱い）で送付します。送付先を個別にするなどの申し出がある場合は、この送付依頼書の余白にその旨を記入してください。

この依頼書の提出先

〒 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
公立学校共済組合北海道支部 短期給付係あて

マイナ保険証の利用で限度額適用認定証の申請が不要になります

医療機関等でマイナ保険証を提示の際、「限度額情報の表示」に同意すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

ただし、組合員が市町村民税非課税であり、区分「オ」を適用するにあたっては、事前申請が必要となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（運営規則第9号）」に自治体が発行する「市町村民税非課税証明書」を添付して申請してください。

なお、マイナ保険証を利用しない場合で、限度額適用認定証の提示が間に合わず、一時負担した高額療養費は、受診月の3か月後以降に自動給付されます。したがって、既に医療費の自己負担分を支払済の場合、医療機関等から要請がない限り、限度額適用認定証の交付申請を行う必要はありません。



組合員が市町村民税非課税の場合や、認定証の申請が必要な場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。手続きに必要な書類をお送りします。

医療費を全額自己負担したときは

医療機関等を受診する場合は、原則、窓口で組合員証（又は被扶養者証）等を提示して受診し、医療費の自己負担分（通常3割）を支払います。

しかし、治療のために装具が必要になったときや、やむを得ない事情で組合員証等を提示せず医療機関等を受診したときなどは、かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後から共済組合へ請求することで、療養費の払い戻しを受けることができます。

療養費を受ける権利は、医療費を支払った日の翌日から2年間行われなかった場合は時効により消滅しますので、お忘れのないよう請求してください。

療養費が受けられる主なケース

- ◆ やむを得ない事情で組合員証等を提示できなかったとき
- ◆ 治療のため装具（コルセットなど）を購入したとき
- ◆ 柔道整復師、はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧師で施術を受けたとき
- ◆ 海外で療養を受けたとき、生血液の輸血を受けたとき など



受けた療養により請求関係書類が異なりますので、請求の際は、お手数ですが下記までご連絡ください。

お問い合わせは 短期給付係 ☎ 011-231-4111 内線 35-371・372

指定宿泊施設利用補助について



◆令和6年6月30日から指定宿泊施設利用補助の対象施設が**解除**されます。

管内	市町村	施設名	郵便番号	住所
渡島	八雲町	温泉旅館 銀婚湯	049-2566	八雲町上の湯199

◆令和6年10月1日から来春まで下記の施設は改装工事のため、**休業予定**です。

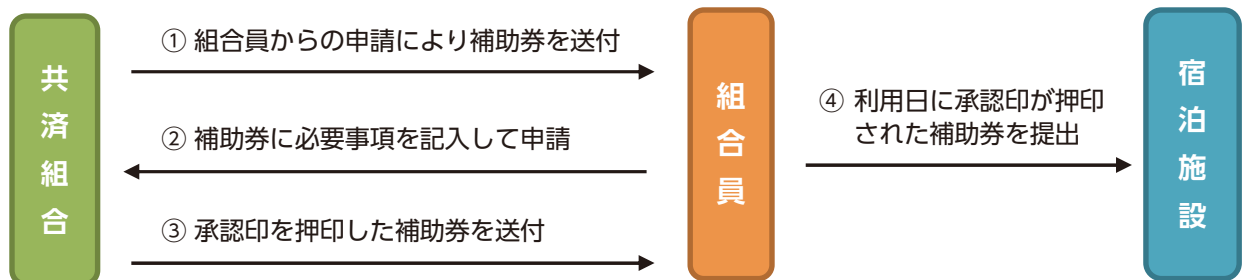
管内	市町村	施設名	郵便番号	住所
十勝	士幌町	しほろ温泉 プラザ緑風	080-1285	士幌町下居辺西2線134

※公立学校共済組合が指定している施設を必ず当共済HPの「指定宿泊施設一覧」でご確認ください。



◆指定宿泊施設利用補助利用にあたっての注意点

- ① 補助対象は、**公立学校共済組合員であり、かつ（一財）北海道公立学校教職員互助会に加入していない方**となります。
また、**未就学のお子様は補助対象ではありません**のでご注意ください。
- ② 公立学校共済組合の利用補助券は、**事前に公立学校共済組合北海道支部長の承認が必要**です。
具体的な手続方法は、利用補助券と一緒に送付しております『事務連絡』をご確認ください。
※（一財）北海道公立学校教職員互助会においても互助会加入者を対象に指定宿泊施設利用補助をおこなっていますが、手続方法が異なりますので混同しないようお気をつけください。
- ③ **公立学校共済組合北海道支部長の印（承認印）が押された利用補助券のみ有効**です。
「承認印のない利用補助券」は無効です。
- ④ 手続きは郵送でのやり取りとなります。利用日の**2週間ほど前**から余裕をもって手続きをしてください。



- ⑤ 利用補助券の取り寄せは、企画福祉係までご連絡ください。

お問い合わせは 企画福祉係 ☎ 011-231-4111 内線 35-365

【第55回北海道教職員美術展】開催します！

令和5年度（第54回）は美術展を休止させていただきましたが、令和6年度（第55回）については事業内容を変更して開催します。

入場は無料となっておりますので、是非お越しください。

会 場：札幌市民ギャラリー（札幌市中央区南2条東6丁目）

開催期間：令和6年12月4日（水）から令和6年12月8日（日）

開催時間：午前10時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

問い合わせ先 TEL：011-231-4111（内35-366）

FAX：011-261-2292

Hotel Lifort Sapporo **NEWS** 公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ



同窓会 同期会 プラン

クラス会やOB・OG会などで懐かしい
仲間との再会とあの日の思い出と共に
語らいのひとときを

日～木曜限定
（休前日除く）

利用
期間

2024年 2025年
4月1日～ 3月31日

プラン
特典

- 1 語らいのひととき
通常 2 時間 → 3 時間
- 2 会場内看板
- 3 スクリーン
- 4 プロジェクター



その他

★同窓会会場をそのままご利用いただける「二次会プラン」
なお、宴会場は 21 時までのご利用となります。

★集合写真（20 枚～ / 1 枚 1,430 円（税込）～）

★ご宿泊利用のご相談も承ります！

詳しくは、ホテル公式ホームページをご覧ください。

＼ビール含む／
お料理 7 品 + 飲み放題つき

おひとり様

7,000 円

（税・サ込）

※10 名様より承ります

GOOD MORNING!
朝食
 バイキング
 和・洋・中
 RESTAURANT CATERING

一日の元気はホテルライフオート札幌の
美味しい朝食から!
 お好みのスタイルで堪能ください。

朝食はとっても体に良いにゃん♪

- 朝食を摂ることでうれしい効果!
- 1 | 身体と脳がエネルギーに動ける!
 - 2 | 体温を上昇させ代謝 UP!
 - 3 | 良好な生活リズムに整える!

食後の
コーヒー
 テイクアウト OK

世界自然遺産『知床・羅臼』など、**北海道産食材**を使用したお料理を多数ご用意しております。



北海道産「おぼろづき」
 北海道羅臼産たらこ



羅臼昆布使用! ご飯のお供



藻岩山の伏流水使用!
 北海道産大豆の豆腐

【日替わり】大好評!
 タコ/イカの刺身

※写真は全てイメージです

公式 HP
 ベストレート
 保証



公式ホームページからのご宿泊予約が一番お得!!
 ご朝食付きプランなどお得なご宿泊プランをいち早くご紹介!
施設利用補助券を使用して、さらにお得に宿泊♪
 リーズナブルでカジュアルなホテルライフを・・・

公式 HP



SEASONAL DINING
calendrier
 レストラン『カランドリエ』
 7:00am~9:30am

◆料金 ご朝食券をお持ちでない方もご利用いただけます

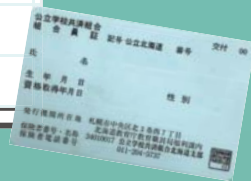
大人 1,650 円 **小学生 1,000 円** **幼児 無料**

※ご宿泊以外のお客様は、大人 1,800 円・小学生 1,000 円となります

※表示価格は税込となります ※入荷状況によりメニューが変更となる場合がございます



公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ
令和6年度札幌宿泊所利用補助事業のご案内



公立学校共済組合北海道支部の組合員証をお持ちの方が、
ホテルライフオート札幌をご利用いただく際、以下の補助をご利用いただけます。

補助利用回数に上限がございます

- 宿泊・宴会・レストラン・テイクアウト商品を対象に補助利用回数が制限されています。
 - ご利用回数は、組合員及びその被扶養者等を含めて通算されます。
 - 上限を超過した場合及び補助利用に疑義がある場合は、利用者に確認の上返金を求める場合があります。
 - 各利用目的によって、補助の申請方法が異なります。
- 次の「札幌宿泊所補助事業一覧表」をご確認の上、ご利用ください。

札幌宿泊所利用者補助事業一覧表

利用目的	対象／年度内回数	補助額	申請方法
宿 泊	組 被 通 算 12回まで	お一人様一泊当たり 2,000円補助 ※公務による出張等は補助の対象外となります。 他の補助を併せて使ってさらにお得にご宿泊！ ①教職員互助会 指定宿泊施設利用補助(3泊まで) ※離島除く ②公益財団法人 日本教育公務員弘済会 北海道支部 宿泊施設利用 ③共済組合の福祉保険制度加入者さま【元気クーポン】 ※「元気づくりサービスコース」加入者が対象です。 ※詳しくは各機関へお問い合わせください。	チェックイン時に組合員証・被扶養者証の提示、二次元コード読み取りにより補助が受けられます。 ※組合員証・被扶養者証の提示がない場合は補助が受けられません。
レストラン 宴 会	組 被	お一人様当たりの利用金額 4,000円以上の場合 2,000円補助	ご利用時、組合員証・被扶養者証の提示と所定の施設利用補助券を提出してください。 ※施設利用補助券はホテルでもご用意しております
テイクアウト 商 品 (レトルトカレー等)	通 算 12回まで	お一人様当たりの購入金額 2,000円以上の場合 1,000円補助 4,000円以上の場合 2,000円補助	商品ご購入の際に、所定の申込書または、インターネット申し込みの入力フォームに、組合員様の氏名と組合員番号を明記してください。 ※商品によって使用方法が異なります。詳しくは、申込用紙をご確認ください。
テイクアウト 商 品 (年越しセット)		お一人様当たりの購入金額 4,000円以上の場合 2,000円補助 ※販売価格の半額までを補助額の上限とし、複数回分(上限の範囲内)の補助が受けられます。	
会 議	組 被	会議室等利用料から 2分の1相当額を補助 ※1室当たり補助額上限30万円まで ※道費等公費によるお支払いは補助の対象外となります。	1.ご予約の際に補助を受ける旨をお申し出ください。 2.利用補助申請書は、ホテルまたは北海道支部までご請求ください。 3.利用補助券は、ご利用予定の5日前までに北海道支部企画福祉係に提出していただき、証明を受けてください。 4.証明を受けた利用補助申請書をご利用日、ホテルに提出してください。
法 要 (偲 ぶ 会) (お 別 れ 会)	組 家	ご利用利用料から 5万円補助	
婚 礼	組 子 ※お子様が被扶養者でない場合も対象となります。	婚礼費用から 2分の1相当額を補助 ●新郎・新婦の双方が対象の場合 40万円上限 ●新郎・新婦の一方が対象の場合 20万円上限 ※ご飲食は、補助の対象外です。	※ご婚礼の補助は、任意継続組合員及び資格喪失後12ヶ月以内の挙式も対象となります。

対象者マーク：

● 組合員

◆ 組合員の被扶養者

■ 組合員のお子様

■ 組合員のご家族

札幌宿泊所利用補助事業
お問 合 せ

北海道支部企画福祉係

TEL 011-231-4111

内線 35-363 ~ 366

そ の 他 お 問 合 せ



ホテル ライフォート札幌
Hotel Lifort Sapporo

TEL 011-521-5211 (代表)